

議案第101号

大阪市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条、<u>第5条及び第7条</u>に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第8条まで、第9条第1項、第10条から第21条まで、第22条第1項及び第23条から<u>第33条の2まで並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条（これらの規定のうち設備運営基準に係る部分に限る。以下同じ。）</u>に定めるところによる。</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第5条 軽費老人ホームの施設長は、第3条に定める基準のうち、設備運営基準第7条、</p> | <p>(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条<u>及び第5条</u>に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第8条まで、第9条第1項、第10条から第21条まで、第22条第1項及び第23条から<u>第33条まで</u>に定めるところによる。</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第5条 軽費老人ホームの施設長は、第3条に定める基準のうち、設備運営基準第7条、</p> |

第8条、第9条第1項、第12条から第21条まで及び第23条から第33条の2まで並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条に係る部分並びに前条の規定を職員に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第6条 前3条(第3条中設備運営基準第1条及び第2条に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、都市型軽費老人ホーム(設備運営基準第34条に規定する都市型軽費老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項及び次条に定めるもののほか、設備運営基準第34条から第38条まで並びに設備運営基準第39条において準用する設備運営基準第3条から第8条まで、第9条第1項、第12条から第21条まで、第22条第1項、第23条から第33条の2まで並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条に定めるところによる。

[2 略]

(電磁的記録等)

第7条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ

第8条、第9条第1項、第12条から第21条まで及び第23条から第33条までに係る部分並びに前条の規定を職員に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第6条 前3条(第3条中設備運営基準第1条及び第2条に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、都市型軽費老人ホーム(設備運営基準第34条に規定する都市型軽費老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、設備運営基準第34条から第38条まで並びに設備運営基準第39条において準用する設備運営基準第3条から第8条まで、第9条第1項、第12条から第21条まで、第22条第1項、第23条から第33条までに定めるところによる。

[2 同左]

[新設]

の条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(設備運営基準第40条第1項に規定する電磁的記録をいう。)により行うことができる。

- 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付等(設備運営基準第40条第2項に規定する交付等をいう。)のうち、この条例の規定による基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。)によることができる。

第8条・第9条 [略]

附 則

[1 略]

(経過的軽費老人ホーム)

- 2 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームのうち、この条例の施行の日の前日において設備運営基準附則第2条の規定の適用を受けていたもの(同条第1号に規定する軽費老人ホームA型に限る。以下「軽費老人ホームA型」という。)に係る社会福祉法第65条第1項の規定による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、第3条から第5条まで(第3条中設備運営基準第1条に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、第7条及び次項に定めるもののほか、設備運営基準附則第3条から第9条まで並びに設備運営基準附則第10条において準用

第7条・第8条 [同左]

附 則

[1 同左]

(経過的軽費老人ホーム)

- 2 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームのうち、この条例の施行の日の前日において設備運営基準附則第2条の規定の適用を受けていたもの(同条第1号に規定する軽費老人ホームA型に限る。以下「軽費老人ホームA型」という。)に係る社会福祉法第65条第1項の規定による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、第3条から第5条まで(第3条中設備運営基準第1条に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、次項に定めるもののほか、設備運営基準附則第3条から第9条まで並びに設備運営基準附則第10条において準用する設備

する設備運営基準第3条から第8条まで、第9条第1項、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条第1項及び第24条から第33条の2まで並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条に定めるところによる

(準用)

3 第4条及び第5条の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、同条中「第3条に」とあるのは「附則第2項に」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条から第21条まで及び第23条から第33条の2」とあるのは「附則第7条から第9条まで並びに設備運営基準附則第10条において準用する設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで及び第24条から第33条の2」と、「前条」とあるのは「附則第3項において準用する第4条」と読み替えるものとする。

運営基準第3条から第8条まで、第9条第1項、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条第1項及び第24条から第33条までに定めるところによる。

(準用)

3 第4条及び第5条の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、同条中「第3条」とあるのは「附則第2項」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条から第21条まで及び第23条から第33条」とあるのは「附則第7条から第9条まで並びに設備運営基準附則第10条において準用する設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで及び第24条から第33条」と、「前条」とあるのは「附則第3項において準用する第4条」と読み替えるものとする。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月4日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。